

京都大学における学生納付金に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額（第6条に定めるものを除く。）は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 前項の検定料のうち、次の各号の一に該当する場合は、その者の申出により、当該各号に掲げる額を返還するものとする。</p> <p>(1) 京都大学通則（昭和28年達示第3号。以下「通則」という。）第6条の規定による学部の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 13,000円</p> <p>(2) 通則第7条第2項の規定による学部の編入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</p> <p>(3) 通則第53条の15において準用する通則第38条の規定による法科大学院又は経営管理教育部の入学に係る試験を2段階の選抜方法で実施する場合において、出願書類等による第1段階目の選抜に合格しなかった者 23,000円</p> <p>3 (略) (後 略)</p>	<p>第1条</p> <p>第2条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>通則第6条の規定による学部の入学に係る試験において、入学の出願を受理した後に本学が大学入試センター試験において受験することを課した教科・科目を受験していないことにより出願の資格がないことが判明した者 13,000円</u></p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>3</p> <p>附 則 この規程は、平成18年12月4日から施行する。</p>